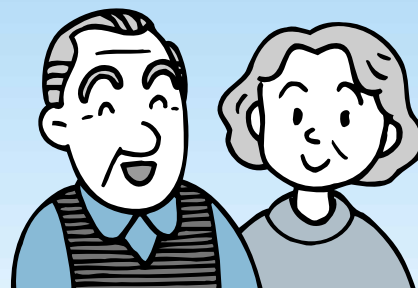


見直しました



取崩すこととしました。また、今回の介護保険制度改正により、今までの第2段階（世帯全員が住民税非課税のかた）が、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を境に分かれ、標準で6段階となりました。さらに、低所得者の負担が過大とならないよう課税層の第6段階の上に、さらに第7段階を設定するとともに、

住民税非課税のかたを対象に負担割合についても標準より緩和いたしました。（下表・65歳以上のかたの保険料額をご覧ください。）

高齢者の皆さんには、介護問題を社会全体で支え合うという介護保険の趣旨を踏まえ、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、新しい保険料は4月から適用されます。

65歳以上のかたの保険料額

区 分		保険料 (月額)	保険料(年額・12か月分) (100円未満の端数切り捨て)
第1段階 (基準額×0.50)	生活保護の受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税のかた	1,808円	21,700円
第2段階 (基準額×0.50)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	1,808円	21,700円
第3段階 (基準額×0.67)	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しないかた	2,423円	29,000円
第4段階 (基準額×0.92)	本人が住民税非課税のかた (世帯内に住民税課税者がいる場合)	3,327円	39,900円
(基準額×1.00)		3,617円	43,400円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満のかた	4,521円	54,200円
第6段階 (基準額×1.50)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満のかた	5,425円	65,100円
第7段階 (基準額×1.80)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上のかた	6,510円	78,100円

基準額とは、介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上のかたの保険料で負担すべき分を65歳以上のかたの人数等から算出した額をいい、平成18年度からの3年間は、月額3,617円が基準となります。

年金天引きのかた

平成18年度の住民税が決定するまでの4月、6月、8月については、2月の額と同額が天引きされ、10月からは、差額を含めた調整後の保険料を納めていただきます。

なお、昨年10月の本徴収の通知に4月、6月、8月の金額をすでに通知しておりますので、4月には通知しませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

納付書で納めるかた

納付書で納めているかたについては、制度が変わり、今後は原則として7月の年1回の通知になります。納期についても、7月から翌年2月までの毎月の8回となります。

従いまして、例年4月に通知していましたが「仮徴収」の制度は廃止になりましたので、4月には通知がありません。

問合せ先 高齢福祉課介護保険管理係

介護保険事業計画を

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度からスタートしました。このたび、介護保険法に基づき3年ごとの介護保険事業計画の見直しを行いました。この計画の見直しに伴い、高齢者の保険料の額が変更となりましたのでお知らせします。

年々介護サービスを利用する人が増加し、中でも介護度が比較的軽いサービス利用者が約半数を占めています。また、介護保険の給付費も大幅に増加しています。

明るく活力ある長寿社会を築くためには、高齢者が住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送ることが重要です。また、介護が必要になっても、その状態を悪くしないようにすることもたいせつです。このような、「介護予防」の考え方のもと、このたび、介護保険法に基づき介護保険事業計画の見直しを行いました。また、本計画と関連性があるため、高齢者保健福祉計画についても見直し、一体の計画として策定しました。この計画は、「健康で福祉の心豊かなまち」を基本理念として策定しました。

計画の見直しは、国の制度の抜本見直しも受けたものとなっております。

計画の主な見直し部分は、介護保険の実績を踏まえつつ、制度改革の中心である予防給付の創設、地域での生活を手助けする地域密着型サービスの創設、「活動的な85歳」を目標にした地域支援事業の創設や、健康づくり支援の推進、居宅生活支援の充実、それから、生きがい対策や、地域ネットワークづくりの推進などです。なお、本計画の策定にあたりましては、40歳以上のかたを対象としたアンケート調査の結果や、公募に応じていただいた町民・各種団体の代表のかたなど20人の委員で構成される介護保険等運営協議会からいただいた意見等を踏まえて行いました。

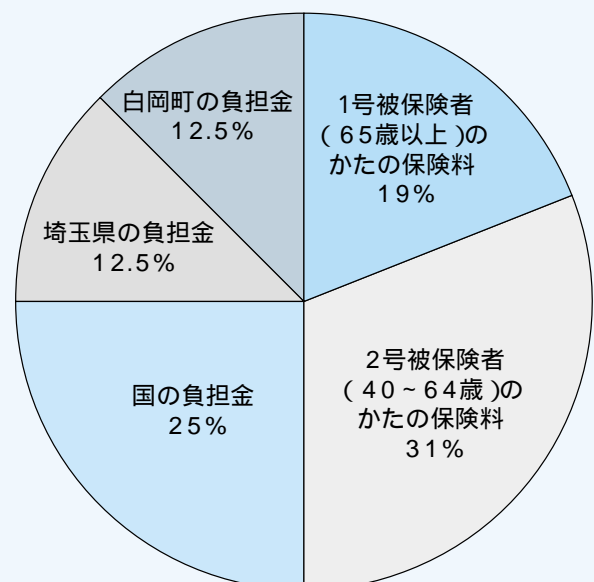
65歳以上のかたの新しい保険料は、 基準月額 3,617円

65歳以上高齢者の大幅な増加に伴い、要介護認定者数も増加すると見込まれます。また、在宅サービスの利用の伸びや、施設入所者の増加などから介護サービスの利用が増え、それに伴い介護給付費も大幅に増加すると予測されます。

今後3年間の介護給付費の見込総額から、法定負担割合（「下表・介護保険の財源」参照）に基づき、65歳以上のかたの保険料を算定すると、基準月額3,849円になります。

一方、「保険料については、高齢者、特に低所得者の負担に配慮すべきである」との意見を、前述の介護保険等運営協議会からいただきました。これを受け、町では今までの積立金を全額

介護保険の財源



(居宅サービスの場合)